

徳島県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
徳島環状				徳島市川内町平石若宮二 九四番一地先から 同 鶴島一七二 番一地先まで		旧	五・〇〇二九・〇	三、四六一・七
新								